

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和3年4月28日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
吹田市千里丘北311番1ほか
（仮称）スーパービバホーム吹田千里丘店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和2年12月4日（令和2年大阪府告示第1814号）
- 3 意見の概要
 - (1) 吹田市の意見
 - ア 駐車場への入退場については、安全確保に努めること。
 - イ 店舗の周辺道路における路上駐車及び路上駐輪の防止に努めること。
 - ウ 店舗の周辺道路において交通渋滞が発生しないように努めること。
 - エ 交通誘導員の配置等により、駐車場出入口における歩行者等の安全確保に努めること。
 - オ 駐車場にベビーカー、車椅子等が安全に通行するためのスペースを確保すること。
 - カ 荷さばきを行う車両が周辺道路に待機駐車しないよう、荷さばき業務を計画的に行うこと。
 - キ 搬入及び廃棄物収集の車両の通行は、市道中央環状山田線の清水交差点から店舗に出入りする経路に限定すること。
 - ク 駐車場の外灯及びトイレの位置等を考慮して配置し、施設内の防犯や安全管理を徹底すること。
 - ケ 屋上のカート置き場を入口から離れた場所にも設置すること。
 - コ 騒音について、規制基準を遵守するとともに、周辺の生活環境に悪影響を与えないよう配慮すること。
 - サ 騒音等について、近隣より苦情が発生した場合は、迅速かつ誠意をもって対応すること。
 - シ 廃棄物の保管場所について、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づき対応すること。
 - ス 一般廃棄物の処理については、吹田市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託すること。
 - セ 廃棄物の発生抑制を最優先に取り組み、環境に配慮した販売の事業を推進すること。
 - ソ 産業廃棄物の処理については、法令を遵守し行うこと。
 - タ 吹田市産業振興条例及び地域における商業の活性化に関する要項を遵守すること。
 - チ 吹田市環境まちづくり環境影響評価条例を遵守すること。
 - ツ 吹田市産業振興条例及び大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例に基づき、行政や経済団体が行う産業振興及びまちづくりへの協力に努めること。

- テ 営業時間を通学時間が終わる午前8時30分以降としていただきたい。
- ト 新型コロナウイルス感染症対策に努めること。
- ナ 従業員の労働環境及び周辺住民の生活環境との調和に配慮して、休業日数を定めるよう努めること。
- ニ 計画地周辺には医療機関及び介護老人保健施設があるため、救急搬送の妨げにならないよう各施設と協議又は調整を行うこと。
- ヌ 地球環境への配慮の観点から自然エネルギーの利用を促進すること。
- ネ 近隣に教育施設が近いことから子育てを見守り、子どもが駆け込んでもよい施設として配慮すること。

(2) 吹田市の区域内に居住する者等の意見

- ア 交通事情の悪化及び交通事故の増加が懸念されるため、本出店計画を中止すること。
- イ 店舗の周辺道路は通学路であり、計画地に接する道路は急勾配であることから、十分な安全対策を講じること。
- ウ 計画地南西側の道路において、歩道の設置により、歩行者の安全対策を講じること。
- エ 車両の出入口の位置を変更すること。
- オ 周辺住民のプライバシーが保護されるよう対策を講じること。
- カ 来店者によるごみの投棄により周辺的生活環境が悪化しないよう対策を講じること。
- キ 来店車両による排気ガス等により問題が生じないよう対策を講じること。
- ク 計画地南西側の交差点に押しボタン式信号機を設置すること。
- ケ 建設工事中の騒音及び工事車両の走行について、周辺に配慮すること。
- コ 荷さばきを行うことができる時間帯は、午前7時から午後8時までとすること。

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年4月28日から同年5月28日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

吹田市泉町一丁目3番40号

吹田市都市魅力部地域経済振興室